

表Ⅱ-1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸 (明神)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	竹原港海岸 (的場)			
	竹原港海岸 (高崎)			
98	竹原港海岸 (福田)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (忠海八幡神社社叢などの歴史・文化資源との調和) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、マリンスポーツ利用など)
	長浜漁港海岸 (長浜)			
	竹原海岸 (長浜)			
	忠海港海岸 (忠海)			
99	竹原海岸 (大久野島)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (休暇村大久野島など)
100	東野海岸 (外表)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	—	—
101	木江港海岸 (岩白)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (十七夜祭(櫃伝馬)など)
	木江港海岸 (大楡)			
	木江港海岸 (木江)			
	木江港海岸 (野賀)			
102	沖浦海岸 (野賀)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
103	沖浦漁港海岸 (沖浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (蛭子祭など)
104	大崎海岸 (来島)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
105	大崎海岸 (大串)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 ●地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ●汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線、砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (大串キャンプ場、大崎上島サマーフェスティバルなど)
	大崎海岸 (外浜)			
106	大崎海岸 (七々見) 大崎海岸 (七々見東)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) 	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸(城ヶ浜) 大西港海岸(瀬井) 大西港海岸(長松)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(藻場・砂浜など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(親水公園など)
108	大西港海岸(長江谷) 大西港海岸(大西) 大西港海岸(刀崎) 大西港海岸(黒崎) 大西港海岸(塔之越) 大西港海岸(原下) 大西港海岸(東原下)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(藻場・砂浜など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
109	大西港海岸(長島東) 大西港海岸(長島浜) 大西港海岸(飛渡) 大西港海岸(王五) 大崎海岸(長島北)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(藻場・砂浜など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(魚釣り公園“マリンパークおおさき”など)
110	東野海岸(脇の浦) 東野海岸(大田) 鞆崎港海岸(太田) 鞆崎港海岸(矢弓)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
111	鞆崎港海岸(白水) 鞆崎港海岸(盛谷) 鞆崎港海岸(大琴)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備(住吉權伝馬など)
112	鞆崎港海岸(鞆崎)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
113	鞆崎港海岸(馬取) 鞆崎港海岸(貝香) 鞆崎港海岸(福浦) 鞆崎港海岸(生野) 鞆崎港海岸(船島) 鞆崎港海岸(佐組島)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(自然公園特別地域など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
114	三原海岸(久津) 三原海岸(大荷)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	-
115	能地漁港海岸(能地)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(ナガシボの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	-

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸 (須波)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	須波港海岸 (須波)			
	須波漁港海岸 (須波)			
117	尾道系崎港海岸 (貝野)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	尾道系崎港海岸 (円一)			
	尾道系崎港海岸 (三原)			
118	尾道系崎港海岸 (福地)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	-
	吉和漁港海岸 (吉和)			
119	尾道系崎港海岸 (尾道)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (おのみち住吉花火まつり、ベッチャー祭りなど) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (千光寺、おのみち住吉花火まつり、尾道みなど祭など)
120	尾道系崎港海岸 (山波)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 	-
121	尾道系崎港海岸 (向島北)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (おのみち住吉花火まつり、ベッチャー祭りなど) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (おのみち住吉花火まつり、尾道みなど祭など)
122	尾道系崎港海岸 (向東)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 	-
123	尾道系崎港海岸 (高西)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策、耐震性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
124	尾道系崎港海岸 (機織)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策、耐震性の向上 (機織) 	-	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	尾道系崎港海岸 (松水)			
	尾道系崎港海岸 (柳津)			
125	尾道系崎港海岸 (金江藤江)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
126	尾道系崎港海岸 (浦崎)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 	-
	串浜漁港海岸 (串浜)			
127	尾道海岸 (ほうまあ)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ●汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
	尾道海岸 (高松)			
	尾道海岸 (浦崎高松)			
	尾道海岸 (浦崎満越)			
	海老漁港海岸 (海老)			
	尾道海岸 (浦崎新田)			
	尾道海岸 (浦崎)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸(吉ノ浜) 泊漁港海岸(吉ノ浜) 泊漁港海岸(泊) 尾道海岸(泊) 尾道海岸(水の浜) 尾道海岸(海老呑)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
129	福田港海岸(波戸) 福田港海岸(福田)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
130	向島海岸(加島北)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	-
131	向東海岸(古江浜) 向東海岸(小水) 大町漁港海岸(大町) 尾道海岸(大町)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
132	向島海岸(稲積) 干汐漁港海岸(稲積) 干汐漁港海岸(干汐) 向島海岸(立花) 立花漁港海岸(立花) 向島海岸(向島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
133	尾道系崎港海岸(向島西)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	-
134	尾道系崎港海岸(君子) 尾道系崎港海岸(船越) 向島海岸(池ノ浦) 向島海岸(団子石) 向島海岸(浜ノ浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
135	因島海岸(深浦大浜) 因島海岸(深浦) 因島海岸(三池) 因島海岸(相川)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (大浜崎島獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アメニティ公園など)
136	中浜港海岸(大浜) 中浜港海岸(中庄) 中浜港海岸(外浦) 鵜浦漁港海岸(鵜浦) 椋浦港海岸(椋浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
137	土生港海岸(三庄) 土生港海岸(小用)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
138	重井港海岸(細島) 因島海岸(細島西) 因島海岸(細島) 因島海岸(細島東)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	-

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸 (土生)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	因島海岸 (竹長)			
	因島海岸 (重井)			
	西浦漁港海岸 (西浦)			
140	重井港海岸 (西浜)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	重井港海岸 (伊浜西)			
	重井港海岸 (馬神・宮沖)			
	重井港海岸 (伊浜東)			
141	瀬戸田海岸 (中野)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	瀬戸田海岸 (名荷)			
	瀬戸田海岸 (西浦坂田)			
	因島海岸 (田嵐)			
142	生口港海岸 (原)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
	生口港海岸 (波止岡)			
143	生口港海岸 (御寺)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●体験学習・学習活動等への活用 ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)
	生口港海岸 (宮原)			
	生口港海岸 (泊)			
	生口港海岸 (田高根)			
144	瀬戸田海岸 (垂水早瀬)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ●汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (耕三寺などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●歴史・文化資源と調和した施設整備 (灯籠流しなど) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (耕三寺、平山郁夫美術館など)
	瀬戸田港海岸 (垂水)			
	瀬戸田港海岸 (福田)			
145	瀬戸田港海岸 (高根)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ●汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (高根島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	-
	瀬戸田海岸 (高根)			
146	佐木港海岸 (須ノ上)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ●汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (柄鎌瀬戸、佐木大野浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (トリアスロン大会など)
	鷺浦海岸 (黒浜)			
	瀬戸田港海岸 (向田)			
	鷺浦海岸 (長岩)			
	鷺浦海岸 (麦焼布袋岩)			
	佐木港海岸 (須波)			
佐木港海岸 (大野浦)				
147	佐木港海岸 (小佐木 (港))	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 	-
	佐木港海岸 (小佐木 (農))			
	小佐木海岸 (北浦)			
148	福山港海岸 (野の浜)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●地震時の液状化対策、耐震性の向上 (野の浜) 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) ●海水・海城の浄化 ●水質・底質の改善 	-
	福山港海岸 (沖浦)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸(手城)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ふくやま芸術文化ホール、福山ばら祭など)
150	福山港海岸(一文字)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ポートパーク福山、ふくやま芸術文化ホール、福山ばら祭など)
151	福山漁港海岸(水呑) 福山港海岸(田尻) 福山漁港海岸(田尻)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(ハゼツボナ科、オガサの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(竹ヶ端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など)
152	福山港海岸(みゆき) 福山港海岸(江の浦) 平漁港海岸(平) 福山海岸(室浜)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(オガサの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(瀬の浦周辺の歴史・文化資源との調和) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備(雁木、常夜燈など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(瀬の浦弁天島花火大会など)
153	走漁港海岸(唐船) 福山海岸(本浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
154	走漁港海岸(浦女) 走漁港海岸(本浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	-
155	阿伏見港海岸(能登原) 千年港海岸(桜) 千年港海岸(岩船) 千年港海岸(草深) 千年港海岸(敷名) 千年港海岸(常石)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(阿伏見観音などの歴史・文化資源との調和) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(阿伏見観音、盤台寺、ハーブガーデンなど)
156	内海海岸(馬場崎) 箱崎漁港海岸(箱崎) 箱崎漁港海岸(小用地)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(憩いの森公園、定置網観光など)
157	内海海岸(大畑)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場・干潟など) 	-
158	横田漁港海岸(南) 横田漁港海岸(家廻) 横田漁港海岸(入双) 内海海岸(小坊志)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全(魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復(薬場・干潟など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(王城・切石山公園、横島夷史観光など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸 (グイビ) 内海海岸 (横山) 内海海岸 (横島)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 (魚付保安林など) ●干潟・砂浜の維持・回復 (グイビ・横山自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (隠けい砂州の保全など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (王城・切石山公園など)
160	内海海岸 (新道) 横田港海岸 (横島) 横田港海岸 (町) 横田港海岸 (六浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 (魚付保安林など) ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など) 	—
161	箱崎漁港海岸 (釜屋) 箱崎漁港海岸 (内浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
162	箱崎漁港海岸 (寺山) 箱崎漁港海岸 (阿伏兎)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (内海フィッシャリーナなど)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表Ⅱ-2-1、整備計画図を図Ⅱ-2-1に示す。






施設整備の内容については、次のように設定している。

《施設整備の内容》

項目	決定方法
① 整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
④ 施設の種類の種類	⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類の種類を選定。
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。
⑥ 整備の方向性（環境面・利用面）	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）

- 注1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 注2) 施設規模や種類の種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。
- 注3) 表Ⅱ-2-1の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

《整備計画図の見方》

	凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	<p>黄色線</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を図示)
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	<p>赤色線</p>  <div data-bbox="619 757 818 824" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>現在の海岸保全施設の改良</p> </div>  <div data-bbox="619 853 818 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>新設または海岸保全施設に取り込んだ改良</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 赤色線の背後に黄色線(既設の海岸保全施設の存する区域)のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。(黄色線のみ区域は、現在、必要天端高が確保されており、海岸保全施設の新設または改良が不要な区域を示す。)
受益地域(想定浸水、想定侵食区域)	<p>水色ハッチ</p>  <div data-bbox="619 1149 818 1272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域</p> </div>  <div data-bbox="619 1301 818 1406" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>新設または海岸保全施設に取り込んだ改良</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。

表II-2-1 (1) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
大竹港海岸 (小島)	港湾局	1	1	大竹市東栄3丁目	1,683	4.7	6.7	護岸, 胸壁	大竹市東栄	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
大竹港海岸 (三菱)	港湾局	2	1	大竹市御幸町〜小方1丁目	1,850	4.7	6.7	護岸, 胸壁	大竹市御幸町〜小方	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		485	4.7	6.7					
玖波漁港海岸 (玖波)	水産庁	5	1	大竹市玖波3丁目	165	4.1	6.1	護岸	大竹市玖波	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	大竹市玖波2〜3丁目	638	4.1	6.1	護岸, 胸壁				
阿多田漁港海岸 (阿多田)	水産庁	6	1	大竹市阿多田	70	5.5	7.5	護岸, 溜堤, 突堤, 養浜	大竹市阿多田	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大竹海岸 (阿多田)	農振局	7	1	大竹市阿多田	150	6.1	8.1	堤防, 消波工	大竹市阿多田	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		140	6.1	8.1		大竹市阿多田			
			3		90	5.5	7.5		大竹市阿多田			
			4		200	5.5	7.5		大竹市阿多田			
			5		100	5.5	7.5		大竹市阿多田			
大竹海岸 (玖波)	水国局	8	1	大竹市玖波3丁目	320	5.9	7.9	護岸, 溜堤, 突堤, 養浜	大竹市玖波	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸 (鳴川)	水国局	9	1	廿日市市大野鳴川〜下灘	900	6.0	8.0	護岸, 溜堤, 突堤, 養浜	廿日市市大野	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸 (高浜)	水国局	10	1	廿日市市大野〜宮浜温泉1丁目	1,570	5.6	7.6	護岸, 溜堤, 突堤, 養浜	廿日市市大野〜宮浜温泉	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
丸石漁港海岸 (丸石)	水産庁	11	1	廿日市市丸石2丁目	652	5.2	7.2	護岸, 胸壁	廿日市市丸石	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大野海岸 (丸石)	水国局	12	1	廿日市市丸石2丁目	618	5.4	7.4	護岸	廿日市市丸石	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
塩屋漁港海岸 (塩屋)	水産庁	13	1	廿日市市林が原1丁目〜沖塩屋4丁目	1,865	5.4	7.4	護岸	廿日市市林が原〜沖塩屋	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (2) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区画		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	(C.D.L.m)					
大野海岸 (小田島)	水国局	14	1	廿日市市沖壺屋4丁目	908	4.4	6.4	護岸	廿日市市沖壺屋	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造
梅原漁港海岸 (梅原)	水産庁	15	1	廿日市市梅原2丁目	380	4.5	6.5	護岸, 胸壁	廿日市市梅原	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造
大野海岸 (大國ヶ崎)	水国局	16	1	廿日市市梅原2丁目～上の浜1丁目	2,879	5.0	7.0	護岸, 胸壁	廿日市市梅原～上の浜	住宅地, 工業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造
上ノ浜漁港海岸 (上ノ浜)	水産庁	17	1	廿日市市上の浜1丁目	308	4.0	6.0	護岸	廿日市市上の浜	住宅地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		293	5.0	7.0					
大野海岸 (上ノ浜)	水国局	18	1	廿日市市上の浜2丁目	43	4.3	6.3	護岸	廿日市市上の浜	住宅地, 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		73	4.3	6.3					
大野海岸 (早時)	水国局	20	1	廿日市市物見東1丁目～前空5丁目	486	5.0	7.0	護岸	廿日市市物見東～前空	住宅地, 商業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2	廿日市市大野	691	5.0	7.0					
			3	廿日市市宮島口西1丁目	545	5.0	7.0					
			4	廿日市市宮島口西	140	5.0	7.0					
大野海岸 (深江)	水国局	21	1	廿日市市宮島口西1丁目	219	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口西	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		644	5.0	7.0					
大野海岸 (赤崎)	水国局	22	1	廿日市市宮島口1丁目	389	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
大野海岸 (柿ノ浦)	水国局	23	1	廿日市市宮島口1丁目	700	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
廿日市海岸 (阿品)	水国局	24	1	廿日市市阿品3丁目	133	5.2	7.2	護岸	廿日市市阿品～地御前	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造
			2		134	5.2	7.2					
			3		635	5.2	7.2					
			4		廿日市市阿品3丁目～地御前5丁目	1,559	5.2					
5	廿日市市地御前5丁目	545	5.2	7.2								
地御前漁港海岸 (地御前)	水産庁	25	1	廿日市市地御前5丁目	2,005	5.5	7.5	護岸	廿日市市地御前	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (3) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
廿日市海岸 (扇新開)	水国局	26	1	廿日市市地御前1丁目	320	5.1	7.1	護岸	廿日市市地御前	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -健康に役立つ海岸の創造 -歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	廿日市市串戸1丁目	100	5.1	7.1					
厳島港海岸 (網ノ浦)	港湾局	27	1	廿日市市宮島町網之浦	200	4.3	6.3	護岸	廿日市市宮島町	商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 -健康に役立つ海岸の創造 -歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		161	4.3	6.3					
			3	340	4.3	6.3	廿日市市宮島町					
厳島港海岸 (有ノ浦)	港湾局	28	1	廿日市市宮島町北大西町	158	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 -歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	廿日市市宮島町～宮島町胡町	1,126	3.5	5.5					
厳島港海岸 (長浜)	港湾局	29	1	廿日市市宮島町胡町	395	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 -歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
厳島港海岸 (杉ノ浦)	港湾局	30	1	廿日市市宮島町杉之浦	871	4.7	6.7	護岸, 離岸堤, 養浜	廿日市市宮島町	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 -健康に役立つ海岸の創造 -歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大野海岸 (鼓ヶ浜)	水国局	32	1	廿日市市宮島口1丁目	20	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -健康に役立つ海岸の創造
厳島港海岸 (赤崎)	港湾局	33	1	廿日市市宮島口1丁目	330	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮した海岸の整備 -自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 -パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 -健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (4) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性			
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m)						(C. D. L. m)	
広島港海岸(嘉永)	港湾局	1	1	廿日市市串戸1丁目	220	5.4	7.2	堤防 護岸	廿日市市串戸～下平良	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携	
			2	廿日市市串戸1～2丁目	340	4.4	6.2						
			3	廿日市市下平良1丁目	250	5.7	7.5						
広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	廿日市市木材港南	1,049	5.7	7.5	護岸	廿日市市下平良～広島市佐伯 区五日市港	商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携	
			2		350	6.1	7.9						
			3		790	4.8	6.6						胸壁
			4		7基	—	—						陸間
			5		200	4.5	6.3						胸壁
			6	廿日市市下平良2丁目～住吉2丁目	1,030	5.2	7.0	護岸					
			7	725	4.4	6.2							
			8	廿日市市木材港北	1,310	5.6	7.4						
			9	355	5.6	7.4							
			10	245	5.7	7.5							
			11	広島市佐伯区五日市港4丁目	110	4.7	6.5	胸壁					
			12		190	4.5	6.3						
			13		350	5.2	7.0						護岸
			14	廿日市市木材港北	455	4.3	6.1	胸壁					
			15		660	4.4	6.2						護岸
16	68	4.4	6.2	胸壁									
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	廿日市市桜尾3丁目	260	4.5	6.3	堤防	廿日市市桜尾	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携	
草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	広島市西区商工センター8丁目	35	5.7	7.5	護岸	広島市西区商工センター	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2		155	5.6	7.1						
			3		60	5.6	7.4						
広島港海岸(観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町4丁目	800	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携	
			2		350	4.6	6.4						護岸

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (5) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性			
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)						代表堤防高 (C.D.L.m)	
広島港海岸(江波)	港湾局	9	1	広島市中区江波沖町	58	4.6	6.4	護岸	広島市中区江波沖町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化遺産と調和した施設整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	広島市中区江波南2丁目	390	4.6	6.4						
			3	広島市中区江波南1丁目	366	4.6	6.4						
			4	広島市中区江波南1丁目	260	4.7	6.5						
			5	広島市中区江波南1丁目～江波東2丁目	328	4.7	6.5						
			6		690	5.3	7.1	堤防	広島市中区江波沖町				
			7		1,890	6.1	7.9						
			8	広島市中区江波沖町	730	5.1	6.9						
			9		88	4.7	6.5						
			10		76	4.7	6.5						
			11		58	4.6	6.4						
広島港海岸(吉島)	港湾局	10	1	広島市中区南吉島2丁目	200	5.1	6.9	護岸	広島市中区南吉島～吉島東	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		90	5.2	7.0						
			3	広島市中区南吉島1丁目	300	5.2	7.0						
			4	広島市中区吉島東3丁目	70	4.7	6.5						
			5	広島市中区吉島東1,3丁目	420	4.7	6.5						
広島港海岸(出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島4丁目	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区出島～平島海岸	商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		755	4.7	6.5						
			3	広島市南区出島2丁目	345	4.7	6.5	堤防					
			4	広島市南区平島海岸1丁目	295	4.4	6.2						
広島港海岸(元宇品)	港湾局	12	1	広島市南区元宇品町	180	4.7	6.5	護岸	広島市南区元宇品町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		620	5.4	7.2						人工海浜
			3		80	5.4	7.2						
			4		740	4.9	6.7	護岸					
			5		440	4.6	6.4						
			6		270	4.6	6.4						
			7		65	4.6	6.4						
広島港海岸(丹那)	港湾局	14	1	広島市南区丹那町	490	4.7	6.5	護岸	広島市南区丹那町～仁保沖町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—	
			2		155	4.7	6.5						堤防
			3	広島市南区仁保沖町	2,280	4.8	6.6						
			4		410	4.8	6.6						
広島港海岸(向洋)	港湾局	15	1	広島市南区向洋沖町～堀越3丁目	2,550	4.8	6.6	護岸	広島市南区向洋沖町～堀越	工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—	
広島港海岸(船越)	港湾局	16	1	広島市安芸区船越南1,5丁目	845	4.8	6.6	堤防, 護岸	広島市安芸区船越南	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—	
広島港海岸(矢野)	港湾局	17	1	広島市安芸区矢野町, 矢野西1丁目～安芸郡坂町北新地1丁目	5,515	4.8	6.6	堤防, 護岸, 胸壁	広島市安芸区矢野町～安芸郡坂町北新地	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—	
広島港海岸(坂)	港湾局	18	1	安芸郡坂町平成ヶ浜1,5丁目	715	4.8	6.6	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜～水尻	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	安芸郡坂町平成ヶ浜4～5丁目	900	4.8	6.6						
			3	安芸郡坂町鯛尾1～2丁目	1,020	5.0	6.8						
			4	安芸郡坂町横浜西2丁目	230	5.3	7.1						
			5	安芸郡坂町横田1丁目	980	5.1	6.9						
			6	安芸郡坂町植田1丁目～水尻	280	5.2	7.0						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施政略においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施政略でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (6) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
坂海岸 (小屋浦)	水国局	19	1	安芸郡坂町亀石山～坂町	887	6.5	8.4	護岸	安芸郡坂町亀石山～坂町	住宅地, 商業地, 工業地	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	安芸郡坂町～坂町小屋浦1丁目	1,660	6.5	8.4		安芸郡坂町～坂町小屋浦			
広島港海岸 (金輪島)	港湾局	20	1	広島市南区宇品町金輪島	250	5.2	7.0	人工海浜	広島市南区宇品町	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		180	4.8	6.6	護岸	広島市南区宇品町			
			3		305	4.7	6.5	胸壁	広島市南区宇品町			
			4		90	4.7	6.5					
広島海岸 (二階)	水国局	22	1	広島市南区似島町	300	6.5	8.4	護岸	広島市南区似島町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島海岸 (深浦)	水国局	23	1	広島市南区似島町	450	6.3	8.2	護岸	広島市南区似島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島港海岸 (似島東)	港湾局	24	1	広島市南区似島町長谷	170	4.7	6.6	堤防	広島市南区似島町長谷	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	広島市南区似島町～似島町大黄	416	4.6	6.5		広島市南区似島町～似島町大黄			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (7) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	(C.D.L.m)					
江田島海岸 (江田島秋月)	水国局	1	江田島市江田島町秋月4丁目	705	4.7	6.6	護岸, 胸壁	江田島市江田島町秋月	住宅地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
				88	5.0	6.9						
				865	4.7	6.6						
小用港海岸 (秋月)	港湾局	2	1	江田島市江田島町秋月1丁目	896	4.2	6.1	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
小用港海岸 (小用)	港湾局	3	江田島市江田島町小用1丁目	803	3.9	5.8	護岸	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備	
				571	3.9	5.8			住宅地, 農用地, 森林			
				1,052	3.9	5.8			住宅地, 農用地, 森林			
小用港海岸 (切串)	港湾局	4	1	江田島市江田島町切串1丁目、切串3丁目	2,082	4.0	5.9	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 商業地, 農用地	—	—
江田島海岸 (切串・幸浦)	農振局	5	1	江田島市江田島町切串4丁目～江田島市江田島町幸ノ浦2丁目	2,455	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町切串～幸ノ浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
大須港海岸 (大須)	港湾局	6	1	江田島市江田島町大須2丁目	198	4.5	6.4	護岸	江田島市江田島町大須	住宅地, 農用地	—	—
			2	江田島市江田島町大須1丁目	456	4.5	6.4		江田島市江田島町大須			
江田島海岸 (津久茂)	農振局	8	1	江田島市江田島町津久茂3丁目	1,060	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
津久茂港海岸 (津久茂)	港湾局	9	1	江田島市江田島町津久茂3丁目	809	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
江田島海岸 (江田島津久茂宮之原)	水国局	10	1	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	388	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町宮ノ原～津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町津久茂2丁目	100	4.9	6.8					
世上漁港海岸 (宮ノ原)	水産庁	11	1	江田島市江田島町1丁目～宮ノ原2丁目	1,126	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町宮ノ原	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町1丁目	224	3.9	5.8					
江田島海岸 (江田島矢の浦)	水国局	12	1	江田島市江田島町中央4丁目	290	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央～鷺部	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町鷺部1丁目～2丁目	2,067	4.6	6.5					
江田島海岸 (内海)	農振局	14	江田島市大柿町飛渡瀬	1,468	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町飛渡瀬～鷺部	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備	
				1,484	4.8	6.7						
				63	4.6	6.5						
				612	4.8	6.7						
中田港海岸 (中町)	港湾局	17	江田島市能美町中町	221	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町中町	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
				1,014	4.0	5.9						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
 ※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (8) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	隣接面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
中田港海岸 (高田)	港湾局	18	江田島市能美町高田	1	43	3.7	5.6	胸壁	江田島市能美町高田	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	—	—
				2	30	3.7	5.6					
				3	190	4.0	5.9	護岸				
				4	1,250	4.0	5.9	護岸, 胸壁				
				5	192	4.0	5.9	護岸				
				6	180	4.0	5.9					
江田島海岸 (江田島能美遠崎)	水国局	19	1	佐伯郡能美町高田	759	4.7	6.6	護岸	江田島市能美町高田	住宅地, 農用地	—	—
沖美海岸 (三吉)	水国局	20	1	江田島市沖美町三吉	750	5.2	7.1	護岸	江田島市沖美町三吉	農用地	—	—
三高港海岸 (小島)	港湾局	21	1	江田島市沖美町三吉	747	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 商業地, 農用地	—	—
三高港海岸 (中ノ浜)	港湾局	22	1	江田島市沖美町三吉	420	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	—	—
三高港海岸 (高祖)	港湾局	23	江田島市沖美町高祖	1	750	4.4	6.3	胸壁	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	—	—
				2	300	4.5	6.4	護岸				
沖美海岸 (高祖)	農振局	24	1	江田島市沖美町高祖	647	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地	—	—
美能漁港海岸 (美能)	水産庁	25	佐伯郡沖美町美能	1	158	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町美能	住宅地, 農用地	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
				2	833	4.2	6.1	護岸, 胸壁	江田島市沖美町美能			
				3	108	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町美能			
沖美海岸 (組)	農振局	26	1	江田島市沖美町是長	329	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
畑漁港海岸 (是長)	水産庁	29	1	江田島市沖美町是長	275	4.9	6.8	護岸, 胸壁	江田島市沖美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
畑漁港海岸 (畑)	水産庁	30	江田島市沖美町岡大王	1	625	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市沖美町岡大王	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
				2	452	4.5	6.4		江田島市沖美町岡大王	住宅地, 農用地		
沖美海岸 (是長)	農振局	31	江田島市沖美町是長～畑	1,400	5.9	7.8	護岸, 消波工	江田島市沖美町是長～畑	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			江田島市沖美町是長	130	—	—	離岸堤	江田島市沖美町是長	住宅地, 農用地			
沖美海岸 (大塚)	農振局	32	1	江田島市沖美町岡大王	327	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町岡大王	農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (9) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鹿川港海岸 (大久)	港湾局	35	1	江田島市能美町鹿川	1,272	4.5	6.4	護岸, 消波工	江田島市能美町鹿川	農用地, 森林	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸 (文久)	港湾局	36	1	江田島市能美町鹿川	145	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		70	4.0	5.9					
鹿川港海岸 (鎌木)	港湾局	37	1	江田島市能美町鹿川	803	4.5	6.4	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸 (大柿)	港湾局	38	1	江田島市大柿町小古江	139	4.3	6.2	護岸	江田島市大柿町小古江～深江	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町小古江～大原	1,197	4.3	6.2					
			3	江田島市大柿町大原	400	3.5	5.4					
			4	江田島市大柿町大原～深江	900	3.6	5.5					
			5	江田島市大柿町深江	49	3.6	5.5					
深江漁港海岸 (深江)	水産庁	39	1	江田島市大柿町深江	1,198	4.0	5.9	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
大柿海岸 (深江)	農振局	40	1	江田島市大柿町深江	178	3.9	5.8	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		525	3.7	5.6					
			3		200	3.9	5.8					
			4		546	4.0	5.9					
江田島海岸 (江田島大柿大君)	水国局	45	1	江田島市大柿町大君	55	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町大君	住宅地, 商業地, 工業地	—	—
大柿港海岸 (大君)	港湾局	46	1	江田島市大柿町大君	105	4.2	6.1	護岸	江田島市大柿町大君～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町大君～柿浦	1,955	4.2	6.1			住宅地, 商業地, 工業地		
柿浦漁港海岸 (柿浦)	水産庁	47	1	江田島市大柿町江南2丁目～柿浦	4,016	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市大柿町江南～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (10) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
呉海岸(天応)	水国局	1	1	呉市天応大浜2丁目～4丁目	2,413	5.4	7.3	護岸	呉市天応福浦町～天応大浜	住宅地, その他	—	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市天応大浜1丁目～2丁目	502	5.4	7.3	護岸				
大屋漁港海岸(大屋)	水産庁	2	1	呉市天応大浜1丁目～天応塩谷町	928	5.4	7.3	護岸	呉市天応大浜～天応塩谷町	住宅地, その他	—	—
呉海岸(吉浦狩留賀)	水国局	3	1	呉市汐見町～吉浦町	750	4.5	6.4	護岸	呉市汐見町～吉浦町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
				呉市狩留賀町	712	4.5	6.4	護岸				
呉海岸(吉浦)	港湾局	4	1	呉市吉浦宮花町～吉浦新町1丁目	1,200	4.2	6.1	護岸	呉市吉浦宮花町～若葉町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市吉浦新町2丁目～若葉町	1,587	4.6	6.5	護岸				
呉海岸(川原石)	港湾局	5	1	呉市若葉町	1,057	4.5	6.4	護岸	呉市若葉町～築地町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市光町～築地町	3,735	4.5	6.4	護岸, 岸壁				
呉海岸(宝町)	港湾局	6	1	呉市宝町	1,361	4.9	6.8	護岸, 岸壁	呉市宝町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				2	呉市警固屋5丁目	134	5.2	7.1	護岸	呉市警固屋～阿賀南	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
3	呉市警固屋5丁目～9丁目	1,143	5.3	7.2								
4	呉市警固屋5丁目～9丁目	101	5.2	7.1								
5	呉市警固屋9丁目	2,426	5.3	7.2								
呉海岸(警固屋)	水国局	8	5	呉市警固屋9丁目	974	6.0	7.9	護岸, 遊歩道, 突堤, 養浜, 離岸堤	呉市警固屋～阿賀南	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
				6	呉市阿賀南9丁目	657	5.8	7.7				
呉海岸(阿賀(大入))	港湾局	9	1	呉市阿賀南8丁目	1,857	5.6	7.5	護岸, 遊歩道, 突堤, 養浜	呉市阿賀南	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸(阿賀(延崎))	港湾局	10	1	呉市阿賀南3丁目～7丁目	1,433	4.5	6.4	護岸	呉市阿賀南, 阿賀中央	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				2	呉市阿賀南2丁目	380	4.5	6.4				
呉海岸(広)	港湾局	11	1	呉市広多賀谷1丁目～4丁目, 広古新開1丁目	2,191	4.5	6.4	護岸	呉市広多賀谷, 広古新開, 広末広	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				2	呉市広末広1丁目	647	4.5	6.4				
呉海岸(長浜)	港湾局	12	1	呉市広長浜1丁目～5丁目	1,650	6.0	7.9	護岸, 遊歩道, 突堤, 養浜	呉市広長浜	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1(11) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
呉港海岸(小坪)	港湾局	13	1	呉市広小坪1丁目	852	5.7	7.6	護岸	呉市広小坪	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸(仁方)	水国局	14	1	呉市広小坪2丁目～仁方町戸田	853	5.4	7.3	護岸	呉市広小坪～仁方町戸田	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
			2	呉市広仁方町戸田	750	5.4	7.3					
呉港海岸(仁方)	港湾局	15	1	呉市仁方皆実町	294	4.3	6.2	護岸	呉市仁方皆実町～仁方町戸浜	住宅地、工業地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
			2	呉市仁方皆実町～仁方可	3,222	4.3	6.2					
首戸漁港海岸(鱈浜)	水産庁	17	1	呉市首戸町高須3丁目～鱈浜1丁目	1,880	4.8	6.7	護岸	呉市首戸町高須～鱈浜	住宅地、商業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
首戸漁港海岸(坪井)	水産庁	19	1	呉市首戸町坪井1丁目～3丁目	1,225	4.8	6.7	護岸	呉市首戸町坪井	住宅地、商業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
首戸海岸(渡子)	水国局	20	1	呉市首戸町渡子1丁目～3丁目	3,109	5.2	7.1	護岸	呉市首戸町渡子	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市首戸町渡子3丁目～田原2丁目	1,415	5.2	7.1					
田原漁港海岸(田原)	水産庁	21	1	呉市首戸町田原2丁目～3丁目	1,300	4.8	6.7	護岸, 胸壁	呉市首戸町田原	住宅地、商業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
首戸海岸(早瀬)	水国局	22	1	呉市首戸町田原3丁目～早瀬1丁目	851	4.8	6.7	護岸	呉市首戸町田原～早瀬	住宅地、工業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市首戸町早瀬1丁目～2丁目	1,499	4.7	6.6					
釣土田港海岸(早瀬)	港湾局	23	1	呉市首戸町早瀬2丁目～3丁目	751	4.5	6.3	護岸, 胸壁	呉市首戸町早瀬	住宅地、商業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣土田港海岸(藤ノ脇)	港湾局	24	1	呉市首戸町早瀬3丁目～藤ノ脇2丁目	1,700	5.3	7.1	護岸, 胸壁	呉市首戸町早瀬～藤ノ脇	住宅地、商業地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣土田港海岸(釣土田)	港湾局	25	1	呉市倉橋町釣土田	209	4.3	6.1	護岸, 胸壁	呉市倉橋町釣土田	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
釣土田港海岸(東宇和木)	港湾局	26	1	呉市倉橋町宇和木	829	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町釣土田～宇和木	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
釣土田港海岸(西宇和木)	港湾局	27	1	呉市倉橋町宇和木	1,001	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町宇和木	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
釣土田港海岸(鳴滝)	港湾局	29	1	呉市倉橋町灘字鳴滝	600	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町灘字鳴滝	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—
釣土田港海岸(重瀬)	港湾局	30	1	呉市倉橋町重生字重瀬	460	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町重生字重瀬	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (12) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
釣土田港海岸(重生)	港湾局	31	1	呉市倉橋町重生	987	6.6	8.4	護岸	呉市倉橋町重生	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
波多見港海岸(波多見)	港湾局	32	1	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	2,905	5.0	6.9	護岸	呉市音戸町高須～波多見	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
音戸海岸(波多見)	水国局	33	1	呉市音戸町波多見6丁目～7丁目	1,337	4.9	6.8	護岸	呉市音戸町波多見～大字音戸, 畑	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市音戸町波多見7丁目～11丁目	1,455	5.3	7.2	護岸, 溜場, 突堤, 養浜				
			3	呉市音戸町波多見11丁目	762	5.4	7.3	護岸				
			4	呉市音戸町大字音戸～畑1丁目	678	5.2	7.1					
奥の内港海岸(奥の内)	港湾局	34	1	呉市音戸町畑1丁目～先奥3丁目	3,198	4.7	6.6	護岸	呉市音戸町畑～先奥	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
長谷漁港海岸(長谷)	水産庁	35	1	呉市倉橋町長谷	300	4.9	6.8	護岸	呉市倉橋町長谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		280	4.9	6.8					
倉橋海岸(寒那)	農振局	36	1	呉市倉橋町	208	5.6	7.5	護岸, 消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		90	5.6	7.5					
			3		165	5.6	7.5					
倉橋海岸(脇田)	農振局	37	1	呉市倉橋町脇田	90	5.6	7.5	護岸, 消波工	呉市倉橋町脇田	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		211	5.6	7.5					
			3		1,206	5.6	7.5					
			4		105	5.6	7.5					
袋の内港海岸(袋の内)	港湾局	38	1	呉市倉橋町納～洲ノ崎	2,674	5.3	7.2	護岸, 胸壁	呉市倉橋町納～洲ノ崎	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸(本倉井)	農振局	39	1	呉市倉橋町洲ノ崎～倉井	443	5.5	7.4	護岸, 消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町倉井	715	5.5	7.4					
			3	188	5.5	7.4						
			4	呉市倉橋町	513	5.5	7.4					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (13) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類の	受益地域		整備の方向性	
		海沿	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
倉橋漁港海岸(大向)	水産庁	40	1	呉市倉橋町大向	884	5.4	7.2	離岸堤, 護岸, 消波工	呉市倉橋町大向	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸(西字上)	水産庁	41	1	呉市倉橋町西字上	506	5.1	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町西字上	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸(須川)	水産庁	42	1	呉市倉橋町須川	794	5.3	7.1	護岸, 胸壁	呉市倉橋町須川	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸(瀬郷)	水産庁	43	1	呉市倉橋町尾曾郷	486	5.4	7.2	護岸, 消波工	呉市倉橋町尾曾郷	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
倉橋漁港海岸(本浦)	水産庁	44	1	呉市倉橋町倉橋	728	5.0	6.8	護岸, 胸壁	呉市倉橋町	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市倉橋町	332	4.9	6.7					
			3		500	4.9	6.7					
倉橋漁港海岸(石持)	水産庁	45	1	呉市倉橋町井目木	370	5.3	7.1	護岸, 消波工	呉市倉橋町井目木	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
倉橋漁港海岸(尾立)	水産庁	46	1	呉市倉橋町井目木	180	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町井目木	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2	呉市倉橋町尾立	351	4.9	6.7	護岸, 消波工				
			3		380	5.3	7.1					
倉橋漁港海岸(室尾)	水産庁	47	1	呉市倉橋町室尾	694	5.4	7.2	護岸, 消波工	呉市倉橋町室尾	住宅地, 工業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
倉橋漁港海岸(海越)	水産庁	48	1	呉市倉橋町海越	400	5.3	7.1	護岸, 消波工	呉市倉橋町海越	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		760	5.3	7.1					
倉橋漁港海岸(鹿老渡北)	水産庁	49	1	呉市倉橋町鹿老渡	200	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
			2		200	5.3	7.1					
			3		195	5.3	7.1					
倉橋漁港海岸(鹿老渡南)	水産庁	50	1	呉市倉橋町鹿老渡	290	5.7	7.5	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—
倉橋漁港海岸(瀬戸)	水産庁	52	1	呉市倉橋町瀬戸	560	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町瀬戸	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (14) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T.P.m)	(C.D.L.m)					
倉橋漁港海岸(家之元)	水産庁	53	1	呉市倉橋町家之元	172	6.3	8.1	護岸	呉市倉橋町家之元	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町祖之元	419	6.3	8.1		呉市倉橋町祖之元			
倉橋漁港海岸(宮ノ口)	水産庁	55	1	呉市倉橋町宮ノ口	483	5.3	7.1	護岸, 消波工	呉市倉橋町宮ノ口	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸(鹿島)	農振局	56	1	呉市倉橋町	429	5.1	6.9	護岸	呉市倉橋町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸(唐船)	農振局	57	1	呉市倉橋町	74	5.5	7.3	護岸, 消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町	80	5.5	7.3					
			3	呉市倉橋町	58	5.5	7.3					
			4	呉市倉橋町	84	5.6	7.4					
			5	呉市倉橋町上脇	326	5.6	7.4					
			6	呉市倉橋町上脇	173	5.6	7.4					
大迫港海岸(大迫)	港湾局	58	1	呉市倉橋町大迫	682	5.3	7.2	護岸	呉市倉橋町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
吉恵港海岸(吉恵)	港湾局	62	1	呉市川尻町小仁方1丁目	323	4.4	6.3	護岸	呉市川尻町小仁方	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		459	4.4	6.3					
蒲刈港海岸(見戸代)	港湾局	63	1	呉市下蒲刈町下島	991	4.4	6.3	護岸	呉市下蒲刈町下島	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
蒲刈港海岸(丸谷)	港湾局	65	1	呉市下蒲刈町下島	1,054	4.4	6.3	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜, 植栽, 遊歩道	呉市下蒲刈町下島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		351	4.5	6.4	胸壁				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (15) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
蒲刈港海岸(二之瀬)	港湾局	66	1	呉市下蒲刈町三之瀬	1,163	4.6	6.5	護岸	呉市下蒲刈町三之瀬	住宅地, 商業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市下蒲刈町下島	520	4.9	6.8					
大地蔵漁港海岸(大地蔵)	水産庁	68	1	呉市下蒲刈町下島～大地蔵	1,235	5.0	6.9	護岸, 胸壁	呉市下蒲刈町下島～大地蔵	住宅地, 商業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸(向(南))	港湾局	69	1	呉市蒲刈町向	640	5.9	7.8	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸(向(北))	港湾局	70	1	呉市蒲刈町向	726	4.2	6.1	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 商業地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		774	4.5	6.4					
蒲刈港海岸(田戸)	港湾局	71	1	呉市蒲刈町田戸	532	4.6	6.5	護岸	呉市蒲刈町田戸	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		1,038	4.9	6.8					
			3		800	4.9	6.8					
蒲刈港海岸(宮盛)	港湾局	72	1	呉市蒲刈町宮盛	1,562	5.0	6.9	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸(大浦)	港湾局	73	1	呉市蒲刈町大浦	1,971	5.3	7.2	護岸	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸(大浦)	農振局	74	1	呉市蒲刈町大浦	200	5.1	7.0	堤防	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸(岩戸)	港湾局	75	1	呉市川尻町西5丁目～6丁目	924	5.3	7.2	護岸, 消波工	呉市川尻町西	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市川尻町西5丁目	815	5.4	7.3					
川尻港海岸(神田)	港湾局	76	1	呉市川尻町西1丁目	940	5.4	7.3	護岸, 消波工	呉市川尻町西	住宅地, 商業地, 工業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (16) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (T. P. m)	(C. D. L. m)					
川尻港海岸(森)	港湾局	77	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	5.4	7.3	護岸, 消波工, 胸壁	呉市川尻町西	住宅地, 商業地, 工業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸(久俊)	港湾局	78	1	呉市川尻町東1丁目～2丁目	900	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東	住宅地, 商業地, 工業地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻海岸(大才)	水田局	79	1	呉市川尻町東2丁目	1,417	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東2丁目	工業地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
小用港海岸(小用)	港湾局	80	1	呉市川尻町小用1丁目～小用2丁目	381	3.9	5.8	護岸	呉市川尻町小用	住宅地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸(日の浦)	水田局	81	1	呉市安浦町大字安登	150	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		250	5.0	7.0					
			3		265	5.4	7.4	護岸, 養浜				
			4		200	5.2	7.2					
安登海岸(久多田)	農振局	82	1	呉市安浦町大字安登	380	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸(小島)	農振局	83	1	呉市安浦町大字安登	116	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		288	5.0	7.0					
			3		171	5.0	7.0					
安浦漁港海岸(水尻)	水産庁	85	1	呉市安浦町水尻2丁目	198	3.8	5.8	堤防	呉市安浦町水尻	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 -干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。